

「一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター）」の一部改正について

改正案	現行
令和4年10月7日 制定（国空無機第209324号） <u>令和7年12月5日 改正（国空無機第298768号）</u>	令和4年10月7日 制定（国空無機第209324号）
一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター） 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課	一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 回転翼航空機（マルチローター） 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
I. 総則 1. 無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機 <u>操縦士</u> の資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）の実地試験（以下「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機操縦者操縦士実地試験実施基準（以下「実施基準」という。）及びこの細則による。 2. ~5. (略) 6. 試験員補助員は、 <u>試験員</u> に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを、知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。 7. <u>試験員又は試験員補助員</u> は、実技試験の各科目開始前に風速計を用いて風速を計測し、 <u>実施基準</u> に記述された基準 <u>未満</u> の風速であることを確認すること。 8. 試験員又は試験員補助員は、 <u>実地</u> 試験の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。	I. 総則 1. 無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機 <u>操縦士</u> の資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）の実地試験（以下単に「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機操縦者操縦士実地試験実施基準及びこの細則による。 2. ~5. (略) 6. 試験員補助員は、 <u>試験員及び受験者</u> に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを、知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。 7. <u>実技試験を実施するとき</u> は、実技試験の各科目開始前に風速計を用いて風速を計測し、 <u>無人航空機操縦者実地試験実施基準</u> に記述された基準 <u>以下の</u> 風速であることを確認すること。 8. 試験員又は試験員補助員は、 <u>実技</u> 試験の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。

<p><u>9. 安全確保に必要と判断される場合、試験員又は試験員から指示を受けた試験員補助員若しくは受験者補助員（実技試験を補助する者をいう。以下同じ。）が受験者に代わって操縦を行う。</u></p> <p><u>受験者補助員は、緊急時の安全確保の観点から、必要に応じて受験者が配置するものとする。</u></p> <p><u>10. 受験者補助員は、実技試験を実施する無人航空機の種類について、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有すること。</u></p> <p><u>11. 実施基準の3－8に記載されたやむを得ない事由により実地試験を中止する場合を除き、各試験科目に係る実地試験はその日に完了すること。</u></p> <p><u>12. 実技試験及び口述試験（機体及び操縦装置を作動させて行うものに限る。）にあたり、受験者、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は、ヘルメット、保護メガネ等の保護具を着用すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>II. 実地試験の減点適用基準</u></p> <p><u>1. 口述試験（飛行前点検）の減点適用基準</u></p> <p><u>1-1 口述試験のうち、飛行空域及びその他の確認、作動前点検及び作動点検の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</u></p> <p><u>1-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</u></p> <p><u>1-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

1-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。

1-5 飛行前点検に係る口述試験を通じて、減点細目に該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。

1-6 回答又は点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に回答、点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ未回答、点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	<ul style="list-style-type: none">・受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき・受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する場合に屋外での試験について次に掲げる事項が判明したとき<ul style="list-style-type: none">・飛行させる無人航空機の登録を受けていない・飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない・受験者が飛行に必要な法第 132 条の 85 第 2 項又は法第 132 条の 86 第 3 項若しくは第

		<u>5項第2号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長が認めた場合を除く。）</u>	
<u>危険な操作</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険な速度（概ね5m/s以上）で機体を飛行させたとき</u> ・<u>試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき</u> ・<u>合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき</u> ・<u>周囲の安全を確保することなく推進系統等を作動させて点検を行ったとき</u> 	
<u>墜落、損傷、制御不能</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>機体を墜落させたとき</u> ・<u>機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき</u> ・<u>機体を損傷させたとき</u> ・<u>機体を制御不能に陥らせたとき</u> 	
<u>不正行為</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき</u> ・<u>受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき</u> 	
<u>点検漏</u>	<u>10</u>	<u>・実技試験において行う飛行のために必要な点</u>	

<u>れ</u>		<u>検を一つでも行わなかったとき</u>	
<u>日 常 点 檢 記 録 の 記 載 漏 れ 又 は 誤 り</u>	5	・ <u>提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき</u>	
<u>日 常 点 檢 記 録 の 軽 微 な 誤 り</u>	1	・ <u>提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき</u>	
<p><u>2. 実技試験の減点適用基準</u></p> <p><u>2-1</u> 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。</p> <p><u>2-2</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</p> <p><u>2-3</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</p> <p><u>2-4</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。</p> <p><u>2-5</u> 実技試験では、減点区画に機体の半分以上が進入した場合は、減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の進入については、<u>試験員が受験者</u></p>			
<p><u>II. 実技試験の減点適用基準</u></p> <p><u>1.</u> 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。</p> <p><u>2.</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</p> <p><u>3.</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</p> <p><u>4.</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。</p> <p><u>5.</u> 実技試験では、減点区画に機体の半分以上が進入した場合は、減点対象となる。ただし、移動開始地点から移動完了地点への</p>			

<p><u>に進入した旨を知らせた後</u>、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。</p> <p><u>2-6</u> 不合格区画に機体の半分以上が進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。</p> <p><u>2-7</u> 制限時間の対象は、各試験科目において、試験員が受験者に離陸を指示した<u>時刻</u>から、機体が着陸した時刻までの時間とする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>減点細目</th><th>減点数</th><th>適用事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>危険な飛行</td><td>不</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 危険な速度 (<u>概ね</u> 5m/s 以上) で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき </td></tr> <tr> <td>墜落、損傷、制御不能</td><td>不</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 8の字飛行又は円周飛行において </td></tr> </tbody> </table>			減点細目	減点数	適用事項	(略)			危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度 (<u>概ね</u> 5m/s 以上) で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき 	墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 8の字飛行又は円周飛行において
減点細目	減点数	適用事項												
(略)														
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度 (<u>概ね</u> 5m/s 以上) で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき 												
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 8の字飛行又は円周飛行において 												
<p>飛行区画ごとの初回の進入については、<u>試験員補助員が進入を知らせた後</u>、速やかに飛行経路に復帰した場合は、減点を行わない。</p> <p><u>6.</u> 不合格区画に機体の半分以上が進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。</p> <p><u>7.</u> 制限時間の対象は、各試験科目において、試験員が受験者に離陸を指示した時刻から、機体が着陸した時刻までの時間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減点細目</th><th>減点数</th><th>適用事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>危険な飛行</td><td>不</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 危険な速度 (<u>おおむね</u> 5m/s 以上) で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき </td></tr> <tr> <td>墜落、損傷、制御不能</td><td>不</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 8の字飛行又は円周飛行において </td></tr> </tbody> </table>			減点細目	減点数	適用事項	(略)			危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度 (<u>おおむね</u> 5m/s 以上) で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき 	墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 8の字飛行又は円周飛行において
減点細目	減点数	適用事項												
(略)														
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度 (<u>おおむね</u> 5m/s 以上) で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき 												
墜落、損傷、制御不能	不	<ul style="list-style-type: none"> 機体を墜落させたとき 機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき 機体を損傷させたとき 機体を制御不能に陥らせたとき 8の字飛行又は円周飛行において 												

		て、設定された円形の <u>飛行経路の中心を含まず</u> 周回させたとき			て、設定された円形の <u>飛行経路を中心より手前</u> で周回させたとき	
(略)			(略)			
指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき ・ 試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき ・ 次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注3） ・ 試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき ・ <u>飛行経路逸脱のため、機体を飛行経路に復帰させるべき旨の指示を受けた</u>にも関わらず、機体を<u>概ね2秒以内に</u>飛行経路に復帰させなかつたとき（注4） ・ ピルエットホバリングにおいて機体を一回転させる時間が、16秒未満又は26秒以上であったとき ・ <u>試験員が指示した高度と明らかに異なる高度</u>で飛行させたとき 	指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順で飛行させたとき ・ 試験員の指示と異なる方向に機体を移動させたとき又は指示と異なる機体の姿勢変化をさせたとき ・ 次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させたとき（注3） ・ 試験員の指示を受ける前に機体の移動又は姿勢変化をさせたとき ・ <u>機体の半分以上を減点区画に進入させた</u>にも関わらず、機体を<u>速やかに</u>飛行経路に復帰させなかつたとき（注4） ・ ピルエットホバリングにおいて機体を一回転させる時間が、16秒未満又は26秒以上であったとき <p style="color: red;">(新設)</p>	
(略)			(略)			

<p>注 1 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の进入については、<u>試験員が受験者に进入した旨を知らせた后</u>、機体を<u>概ね2秒以内に</u>飛行経路に復帰させた場合は、減点を行わない。</p> <p>注 2～注 8 (略)</p>	<p>注 1 減点区画への移動開始地点から移動完了地点への飛行区画ごとの初回の进入については、<u>試験員補助員が进入を知らせた后</u>、機体を<u>速やかに</u>飛行経路に復帰させた場合は、減点を行わない。</p> <p>注 2～注 8 (略)</p>
<p><u>3. 口述試験（飛行後の点検と記録）の減点適用基準</u></p> <p><u>3-1 口述試験のうち、飛行後点検及び飛行後の記録の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</u></p> <p><u>3-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</u></p> <p><u>3-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</u></p> <p><u>3-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。</u></p> <p><u>3-5 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、点検漏れ、日常点検記録の記載漏れ又は誤り及び日常点検記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。</u></p> <p><u>3-6 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、飛行記録の記載漏れ又は誤り及び飛行記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>

3-7 点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
<u>不正行為</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき ・受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき
<u>点検漏れ</u>	<u>5</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行後の機体の状態を確認するために必要な点検を一つでも行わなかったとき
<u>日常点検記録の記載漏れ又は誤り</u>	<u>5</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき 又は誤りがあったとき供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき
<u>飛行記録の記載漏れ又は誤り</u>	<u>10</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・提供される飛行日誌の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき ・飛行時間の計算に誤りがあったとき
<u>日常点検記録の軽微な誤り(注)</u>	<u>1</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき
<u>飛行記録</u>	<u>1</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・提供された様式の記入方法に従わずに記録

<p><u>の軽微な誤り</u></p> <p><u>し、飛行年月日、離陸場所又は着陸場所等を誤って記載を行ったとき</u></p> <p><u>注 口述試験（飛行前点検）において誤った記載等が行われ、減点を行っている場合には、当該内容について改めて減点を行わない。</u></p>	
<p><u>4. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）の減点適用基準</u></p> <p><u>4-1 口述試験のうち、事故又は重大インシデントの説明及び事故等発生時の処置の説明の科目については、抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</u></p> <p><u>4-2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の場合は、5点を減点する。</u></p> <p><u>5. 机上試験の減点適用基準</u></p> <p><u>5-1 回答内容に誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u></p> <p><u>5-2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>III. 基本に係る実地試験</p> <p>1. 一般（略）</p> <p>2. 机上試験</p> <p>試験科目の実施要領及び<u>制限時間</u>は、次表のとおりとする。</p>	<p>III. 基本に係る実地試験</p> <p>1. 一般（略）</p> <p>2. 机上試験</p> <p>試験科目の実施要領及び<u>減点適用基準</u>は、次表のとおりとする。</p>

(略)				(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
2－1	(略)	(略)	10分	2－1	(略)	(略)	<p>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</p> <p>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</p>
3. 口述試験（飛行前点検）				3. 口述試験（飛行前点検）			
試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。				試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。			
(略)				(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な許可書、承認書、技能証明書等を	3分	3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な許可証、承認証、技能証明証等を	<p>3－1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3－2及び3－3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場</p>

		携帯しているか。 (4)・(5)(略)			携帯しているか。 (4)・(5)(略)	<u>合、10点を減点する。</u>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-2	(略)	(略)
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-3	(略)	(略)

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

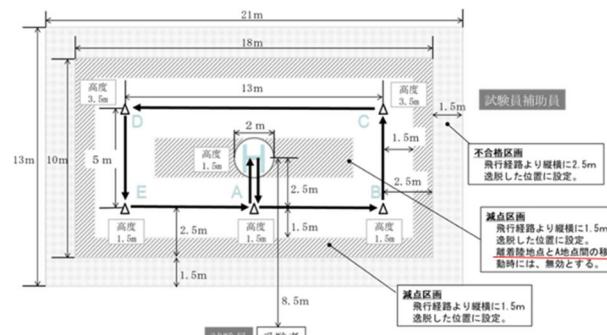
(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
4-1	(略)	(略)	<u>6分</u>
4-2	(略)	(略)	<u>3分</u>

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

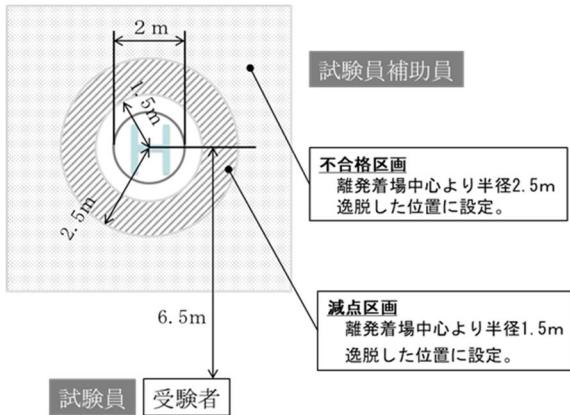
(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は6分とする。</u>
4-2	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は3分とする。</u>

4-3	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機体の機首を進行方向に向けた状態での8の字飛行※を、<u>1周以上</u>連続して行う。</p> <p>(3) 試験員からの緊急<u>事態発生の宣言</u>があり次第、8の字飛行を中断し、<u>その場でホバリングを行う</u>。その後、試験員からの緊急着陸を行いう旨の口頭指示があり次第、高度を維持したまま最短の飛行経路で指定された着陸地点<u>まで移動する</u>。</p> <p>(4) 移動完了後、着陸を行う。</p> <p>※8の字飛行の円直径は<u>それぞれ</u>約5メートルとする。</p>	<u>5分</u>	4-3	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機体の機首を進行方向に向けた状態での8の字飛行を、連続して行う。</p> <p>(3) 試験員からの緊急<u>着陸を行う旨の口頭指示</u>があり次第、8の字飛行を中断し、最短の<u>ルート</u>で指定された着陸地点に着陸を行う。</p> <p>※円直径は約5メートルとする。</p>	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 制限時間は5分とする。</u></p>
4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路				4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路			



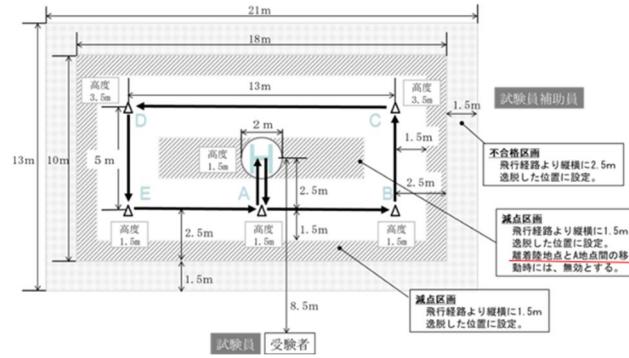
(略)

4-2 ピルエットホバリングの飛行領域



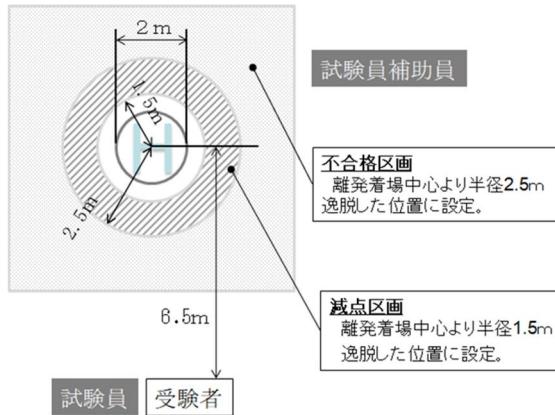
(略)

4-3 緊急着陸を伴う8の字飛行の飛行



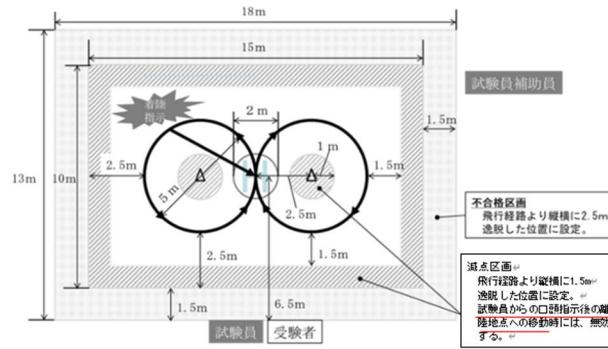
(略)

4-2 ピルエットホバリングの飛行領域



(略)

4-3 緊急着陸を伴う8の字飛行の飛行

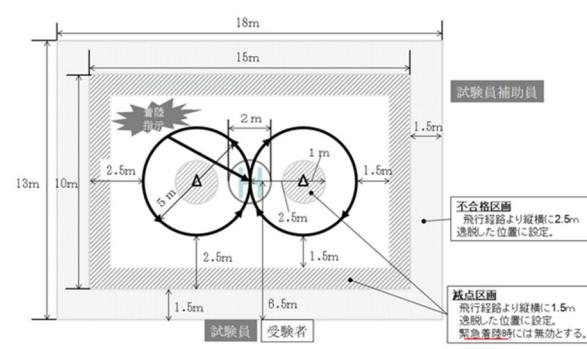


(略)

※：減点適用基準の「飛行空域逸脱」、「飛行経路逸脱」の飛行

フェーズごとの適用の有無は以下のとおり（以下 IV. 4 – 2 項及び VI. 4 – 3 項において同じ。）

	<u>飛行空域逸脱（不合格区画関係）</u>	<u>飛行経路逸脱（減点区画関係）</u>	<u>飛行経路逸脱（ホバリング及び着陸時に、機体の半分を定められた区画（※）から逸脱させたとき）</u>
離陸～離陸地点上空	二	二	二



(略)

（新設）

<u>(ホバリング位置まで の飛行</u>				
<u>ホバリング時</u>	二	二	○	
<u>ホバリング終了後～緊急着陸の指示までの飛行</u>	○	○	二	
<u>緊急着陸の指示後～着陸地点上空までの飛行</u>	○	二	二	
<u>着陸地点上空～着陸までの飛行</u>	二	二	○	

※「II. 実地試験の減点適用基準」の注2を参照。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から5-2</u>

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ</u>

			<u>までを通じて5分</u>				<u>又は誤りが一つでも あった場合、5点を 減点する。</u>																																
5－2	(略)	(略)	<u>5－1から5－2 までを通じて5分</u>	5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤り が一つでもあった場 合、10点を減点する。</u>																																
6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告） 試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。				6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告） 試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>制限時間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6－1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>3分</u></td> </tr> <tr> <td>6－2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>3分</u></td> </tr> </tbody> </table>				(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	6－1	(略)	(略)	<u>3分</u>	6－2	(略)	(略)	<u>3分</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(略)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th><u>減点適用基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6－1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1.抜け又は誤りがあった場 合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答 できること。未回答の場合は 、5点を減点する。</u></td> </tr> <tr> <td>6－2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1.抜け又は誤りがあった場 合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答 できること。未回答の場合は 、5点を減点する。</u></td> </tr> </tbody> </table>				(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>	6－1	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤りがあった場 合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答 できること。未回答の場合は 、5点を減点する。</u>	6－2	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤りがあった場 合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答 できること。未回答の場合は 、5点を減点する。</u>
(略)																																							
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>																																				
6－1	(略)	(略)	<u>3分</u>																																				
6－2	(略)	(略)	<u>3分</u>																																				
(略)																																							
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>																																				
6－1	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤りがあった場 合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答 できること。未回答の場合は 、5点を減点する。</u>																																				
6－2	(略)	(略)	<u>1.抜け又は誤りがあった場 合、5点を減点する。</u> <u>2.回答時間3分以内に回答 できること。未回答の場合は 、5点を減点する。</u>																																				
IV. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験 1. 一般 (略)				IV. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験 1. 一般 (略)																																			

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
2-1	(略)	試験員より立入管理措置を講じない条件での <u>夜間飛行の</u> 模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	10分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確	3分

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
2-1	(略)	試験員より <u>昼間の目視内</u> 、立入管理措置を講じない条件での模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。 2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

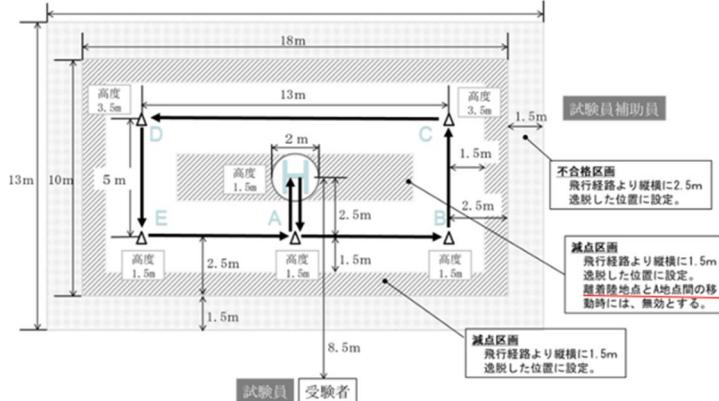
3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-1	(略)	飛行空域及びその他の	3-1の確認に漏れ

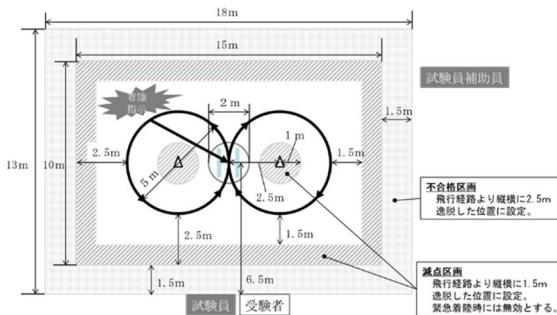
		認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）			確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）	<u>若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>								
3-2	（略）	（略）	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-2	（略）	（略）								
3-3	（略）	（略）	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	3-3	（略）	（略）								
4. 実技試験														
試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。														
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>制限時間</u></th></tr> </table>							(略)				番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
(略)														
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>											
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <th>番号</th><th>科目</th><th>実施要領</th><th><u>減点適用基準</u></th></tr> </table>							(略)				番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
(略)														
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>											

4-1	(略)	(略)	<u>6分</u>	4-1	(略)	(略)	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 制限時間は6分とする。</u></p>
4-2	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機体の機首を進行方向に向けた状態での8の字飛行※を、<u>1周以上</u>連続して行う。</p> <p>(3) 試験員からの緊急<u>事態発生の宣言</u>があり次第、8の字飛行を中断し、<u>その場でホバリング</u>を行う。その後、試験員からの緊急着陸を行う旨の口頭指示があり次第、高度を維持したまま最短の<u>飛行経路</u>で指定された着陸地点<u>まで移動する。</u></p> <p>(4) 移動完了後、着陸を行う。</p> <p>※<u>8の字飛行の円直径</u>は<u>それぞれ</u>約5メートルとする。</p>	<u>5分</u>	4-2	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機体の機首を進行方向に向けた状態での8の字飛行を、連続して行う。</p> <p>(3) 試験員からの緊急<u>着陸を行う旨の口頭指示</u>があり次第、8の字飛行を中断し、最短の<u>ルート</u>で指定された着陸地点<u>に着陸を行う。</u></p> <p>※円直径は約5メートルとする。</p>	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 制限時間は5分とする。</u></p>
4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路				4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路			



(略)

4-2 緊急着陸を伴う8の字飛行の飛行経路

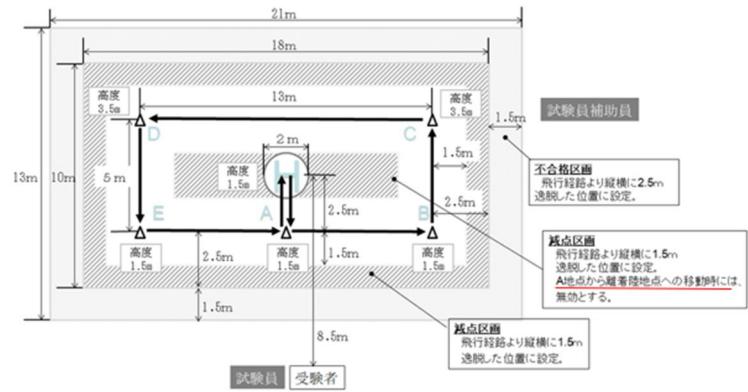


(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

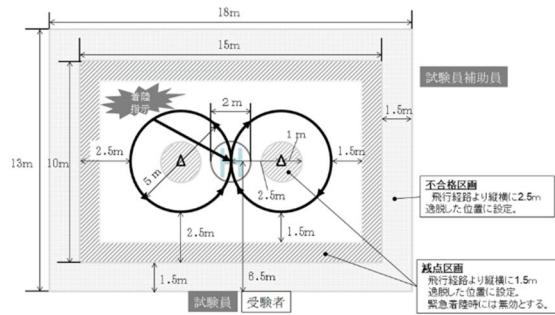
試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)



(略)

4-2 緊急着陸を伴う8の字飛行の飛行経路



(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)

番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>	番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
5－1	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて 5分</u>	5－1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載 漏れ又は誤りが 二つでもあった 場合、5点を減 点する。</u>
5－2	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて 5分</u>	5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は 誤りが一つでも あった場合、10 点を減点する。</u>
V. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験				V. 目視内飛行の限定変更に係る実地試験			
1. 一般 (略)				1. 一般 (略)			
2. 机上試験				2. 机上試験			
試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。				試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。			

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
2－1	(略)	(略)	10分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 （4）・（5）（略）	3分

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
2－1	(略)	(略)	1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。 2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） （1）・（2）（略） （3）必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 （4）・（5）（略）	3－1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3－2及び3－3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。

3－2	(略)	(略)	<u>3－2から3－3までを通じて 12分</u>	3－2	(略)	(略)	
3－3	(略)	(略)	<u>3－2から3－3までを通じて 12分</u>	3－3	(略)	(略)	

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

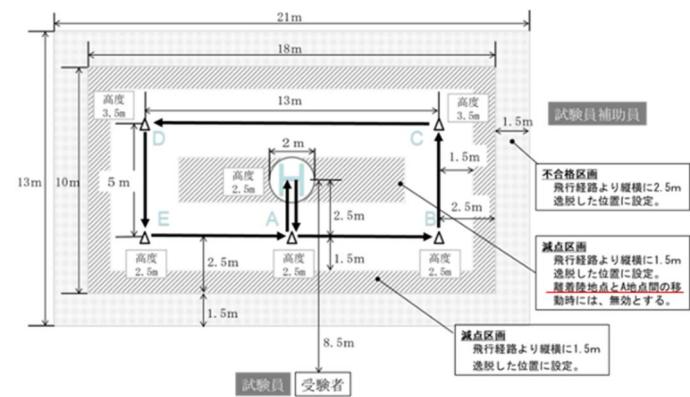
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
4－1	(略)	(1)～(3) (4)移動完了後、 <u>機体を見ない状態</u> で着陸を行う。	<u>9分</u>
4－2	(略)	(1)GNSS、ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、目視内で機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度3.5メートルまで上昇し、 <u>(2)のカメラ操作が完了するまで</u> ホバリングを行う。 <u>このホバリングは飛行経路逸脱についての減点対象と</u>	<u>5分</u>

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

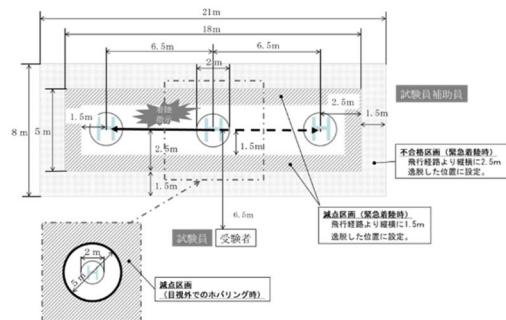
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4－1	(略)	(1)～(3) (4) 移動完了後、着陸を行う。	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は9分とする。</u>

		<p><u>はしない。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 緊急着陸地点への移動完了後、緊急着陸地点に障害物がないことを確認した上で、機体を見ない状態で着陸を行う。</p>		4－2	(略)	<p>(1) GNSS、ビジョンセンター等の水平方向の位置安定機能OFFの状態で、目視内で機首を受験者から見て前方に向けて離陸を行い、高度3.5メートルまで上昇し、ホバリングを行う。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 緊急着陸地点への移動完了後、緊急着陸地点に障害物の問題がないことを確認した後、着陸を行う。</p>	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 制限時間は5分とする。</u></p>
4－1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路				4－1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路			



(略)

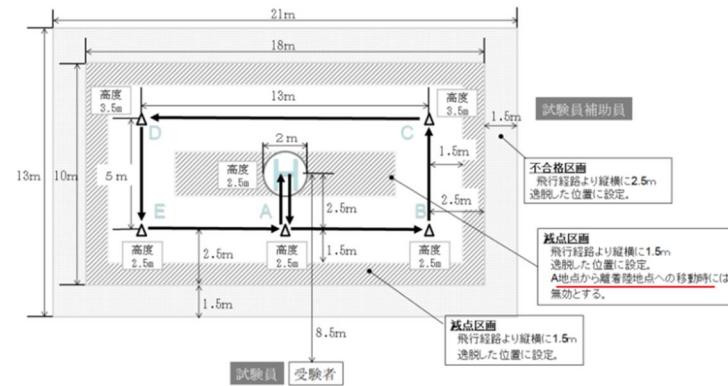
4-2 異常事態における飛行の飛行領域



※1：目視外でのホバリング時は、不合格区画は設定しない。

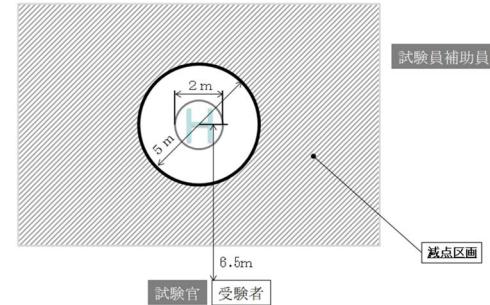
※2：受験者は、試験員の着陸指示に従い、左右どちらかの着陸地点に着陸を行う。

※3：受験者の立ち位置は、減点区画内での墜落が生じた際の安



(略)

4-2 異常事態における飛行の飛行領域 (目視外でのホバリング時)



4-2 異常事態における飛行の飛行領域 (緊急着陸時)

全性を考慮して設定すると、2.5m（最接近点）+3.5m（飛行高度）=6.0mであるが、運用上の利便性を考え、6.5mとした。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

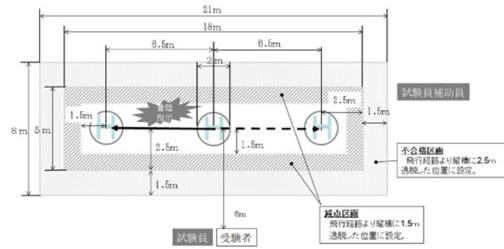
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて5分</u>
5-2	(略)	(略)	<u>5-1から5-2までを通じて5分</u>

VI. 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。



5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。</u>
5-2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>

VI. 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)				(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
2－1	(略)	(略)	10分	2－1	(略)	(略)	<p>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</p> <p>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</p>
3. 口述試験（飛行前点検）				3. 口述試験（飛行前点検）			
試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。				試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。			
(略)				(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
3－1	(略)	飛行空域及びその他 の確認事項を示し、結果 を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3) 必要な許可書、 承認書、技能証明書 等を携帯している	3分	3－1	(略)	飛行空域及びその他 の確認事項を示し、結果 を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3) 必要な許可証、 承認証、技能証明証 等を携帯している	<p>3－1の確認に漏れ若 しくは誤りが一つでも あった場合又は3－2 及び3－3の日常点検 記録への記載漏れ若し くは誤りが一つでもあ った場合、10点を減点す る。</p>

		か。 (4)・(5) (略)		
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて12分</u>	

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
4-1	(略)	(略)	<u>8分</u>
4-2	(略)	(略)	<u>3分</u>

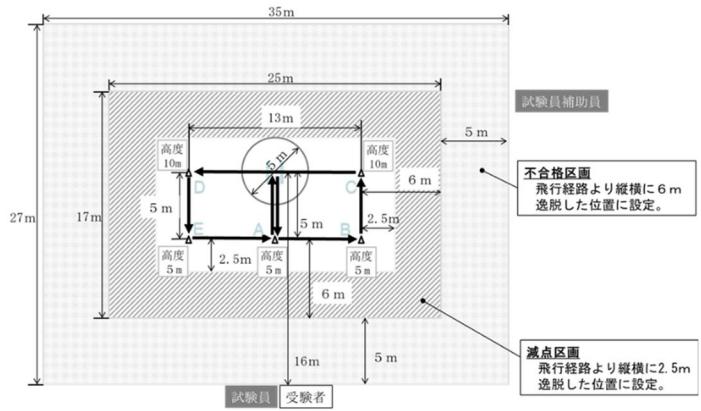
		か。 (4)・(5) (略)	
3-2	(略)	(略)	
3-3	(略)	(略)	

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

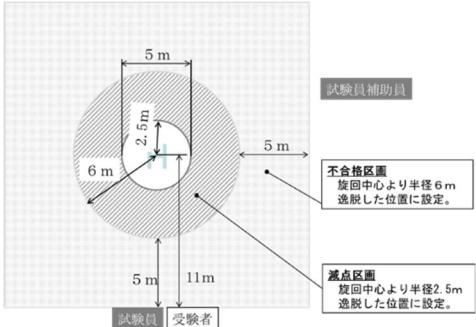
(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は8分とする。</u>
4-2	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は3分とする。</u>

4-3	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)機首を(2)と逆方向に向け、逆方向の円周飛行を<u>1周以上連続</u>して行う。</p> <p>(4)試験員からの緊急<u>事態発生の宣言</u>があり次第、円周飛行を中断し、<u>その場でホバリングを行う</u>。その後、試験員からの緊急着陸を行う旨の口頭指示があり次第、高度を維持したまま最短の<u>飛行経路</u>で指定された着陸地点<u>まで移動する</u>。</p> <p>(5)移動完了後、着陸を行う。</p> <p>※円直径は約10メートルとする。</p>	<u>8分</u>	4-3	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)機首を(2)と逆方向に向け、逆方向の円周飛行を<u>連続</u>して行う。</p> <p>(4)試験員からの緊急<u>着陸を行う旨の口頭指示</u>があり次第、円周飛行を中断し、最短の<u>ルート</u>で指定された着陸地點への着陸を行う。</p> <p>※円直径は約10メートルとする。</p>	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 制限時間は8分とする。</u></p>	
4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路				4-1 高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路				



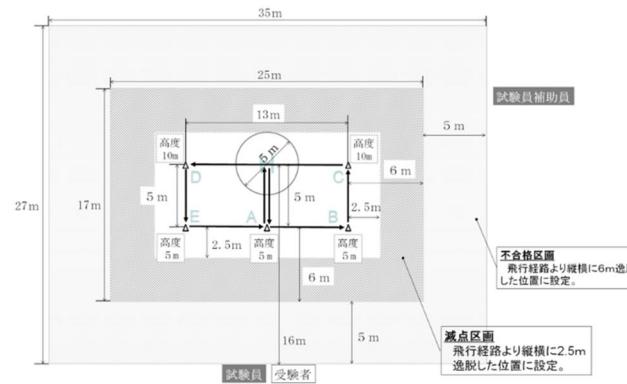
(略)

4-2 ピルエットホバリングの飛行領域



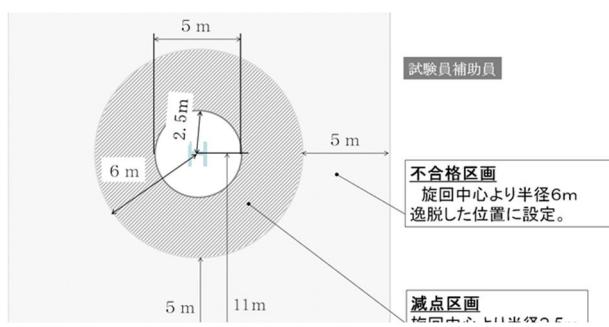
※ (略)

4-3 緊急着陸を伴う円周飛行の飛行経路



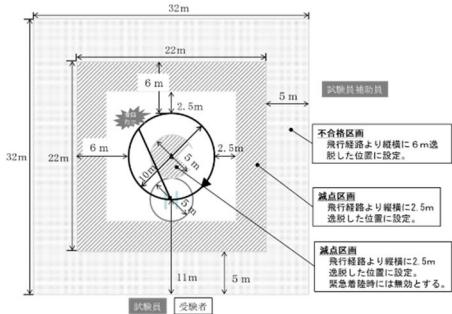
(略)

4-2 ピルエットホバリングの飛行領域



※ (略)

4-3 緊急着陸を伴う円周飛行の飛行経路



(略)

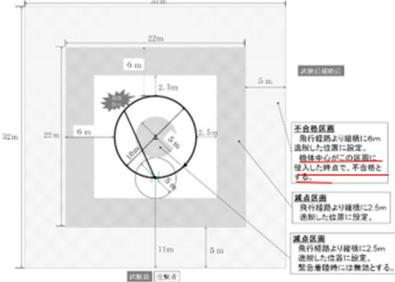
5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
5－1	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて5分</u>
5－2	(略)	(略)	<u>5－1から5－2までを通じて5分</u>

VII. 準用

第 I 章から第 VI 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用



(略)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
5－1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。</u>
5－2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>

VII. 準用

第 I 章から第 VI 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用

<p>し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。<u>なお、机上審査及び口述審査（事故、重大インシデントの報告及びその対応）の問題は、国又は指定試験機関から提供されたものを用いることとする。</u></p>			
第 I 章第 1 項	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下「実地試験」という。）	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の修了審査（以下「修了審査」という。）	し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第 I 章第 2 項、 <u>第 8 項及び第 11 項</u> 、第 II 章、第 III 章、第 IV 章、第 V 章並びに第 VI 章	実地試験	修了審査	第 I 章第 1 項
第 I 章第 2 項、 <u>第 9 項、第 10 項及び第 12 項</u> 、第 II 章第 1 項 1	受験者	受講者	無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る回転翼航空機（ヘリコプター）の実地試験（以下 <u>単に</u> 「実地試験」という。）

<u>－3、1－4 及び減点適用基準、第2項2－3から2－7まで及び減点手用基準、第3項3－3、3－4 及び減点適用基準、第 III 章第2項から第4項目まで及び第6項、第 IV 章第2項から第4項目まで、並びに第 V 章第1項1－4、第2項から第4項目まで、並びに第 VI 章第2項から第4項目まで</u>			まで及び第6項、第 IV 章第2項から第4項目まで、第 V 章第1項1－4、第2項から第4項目まで並びに第 VI 章第2項から第4項目まで		
第 I 章第9項、 <u>第 10 項</u> 及び第12項	受験者補助員	受講者補助員	(新設)		
第 I 章第3項から第5項目まで、 <u>第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 12 項、第 II 章第 1 項減点適用基準、第 2 項、第 III 章第 1 項 1－3 及び 1－4、第 4 項、第 IV 章第 1 項 1－3、1－4 及び 1－8 並びに第 4 項、第 V 章第 1 項 1－3 から 1－5 まで及び第 4 項、第 VI 章第 1 項 1－3 及び 1－4 並びに第 4 項</u>	実技試験	実技審査	第 I 章第3項から第5項目まで <u>及び第 7 項並びに第 8 項、第 II 章、第 III 章第 1 項 1－3 及び 1－4 並びに第 4 項、第 IV 章第 1 項 1－3、1－4 及び 1－8、第 4 項、第 V 章第 1 項 1－3 から 1－5 まで及び第 4 項、第 VI 章第 1 項 1－3 及び 1－4 並びに第 4 項</u>	実技試験	実技審査
第 I 章第2項、 <u>第 3 項及び第 11 項</u> 並びに第 II 章 <u>第 2 項 2－7</u>	試験科目	審査科目	第 I 章第2項 <u>及び第 3 項</u> 並びに第 II 章 <u>から第 VI 章まで</u>	試験科目	審査科目

<u>及び減点適用基準、第Ⅲ章第2項から第6項まで、第IV第2項から第5項まで、第V章第2項から第5項まで、並びに第VI章第2項から第5項まで</u>					
<u>第I章第4項、第6項から第9項まで及び第12項、第II章第1項1－2及び減点適用基準、第2項2－2、2－5、2－7及び減点適用基準、第3項3－2、第III章第2項から第5項まで、第IV章第2項から第5項まで、第V章第2項から第5項まで並びに第VI章第2項から第5項まで</u>	試験員	修了審査員	<u>第I章第4項、第6項及び第8項、第II章、第III章第2項から第5項まで、第IV章第2項から第5項まで、第V章第2項から第5項まで並びに第VI章第2項から第5項まで</u>	試験員	修了審査員
<u>第I章第4項から第9項まで、及び第12項並びに第II章第1項減点適用基準及び第2項減点適用基準</u>	試験員補助員	修了審査員補助員	<u>第I章第4項から第6項まで及び第8項及び第II章</u>	試験員補助員	修了審査員補助員
(略)			(略)		
<u>第I章第5項、第II章第1項減点適用基準第2項2－6及び減点適用基準、第3項減点適用基準、第III章第1項1－2</u>	試験	審査	<u>第II章、第III章第1項1－2及び第3項、第IV章第1項1－2及び第3項、第V章第1項1－2及び第3項並びに第</u>	試験	審査

及び第3項、第IV章第1項1－2及び第3項、第V章第1項1－2及び第3項並びに第VI章第1項1－2及び第3項			VI章第1項1－2及び第3項		
<u>第II章第5項、第III章1－2及び1－4並びに第2項、第IV章第1項1－2及び1－8並びに第2項、第V章第1項1－2及び1－5並びに第2項、第VI章第1項1－2及び1－4並びに第2項</u>	机上試験	机上審査	第III章1－2及び1－4並びに第2項、第IV章第1項1－2及び1－8並びに第2項、第V章第1項1－2及び1－5並びに第2項、第VI章第1項1－2及び1－4並びに第2項	机上試験	机上審査
<u>第I章第12項、第II章第1項、第3項及び第4項、第III章第1項1－4、第3項、第5項及び第6項、第IV章第1項<u>1－8</u>、第3項及び第5項、第V章第1項1－5、第3項及び第5項並びに第VI章第1項1－4、第3項及び第5項</u>	口述試験	口述審査	第III章第1項1－4、第3項、第5項及び第6項、第IV章第1項 <u>1－8</u> 、第3項及び第5項、第V章第1項1－5、第3項及び第5項並びに第VI章第1項1－4、第3項及び第5項	口述試験	口述審査

附 則（令和7年12月5日付け国空無機第298768号）

(施行期日)

この通達は、令和8年6月5日から施行する。